

令和5年5月12日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う母子保健医療対策総合支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の国庫補助の取扱いについて

日頃は本会事業にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今般、こども家庭庁成育局より各都道府県等母子保健主管部（局）宛により標記の事務連絡がなされ、日本医師会を通じて、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、母子保健医療対策総合支援事業の国庫補助の取扱いについて示すものであり、主な内容は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」及び「幼児健康診査個別実施支援事業」の国庫補助の対象時期は、令和5年4月1日から9月30日まで
- ・「産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業」の国庫補助については、令和5年度末まで対象とする予定